

# 錦が丘の街路樹継承宣言

2009(平成21)年5月9日 錦が丘町内会

「錦が丘の街路樹」は1934(昭和9)年、皇太子誕生を祝って当町内会が植え、それ以来、「錦が丘の街路樹」は、住民の文化的、精神的財産として、地域社会の人々に愛され、大切に保全されてきた。また、「錦が丘の街路樹」は、地域社会の歴史的資産であるばかりでなく、街路樹の桜ともみじが織りなす風景は以下の「錦が丘の街路樹の多様な価値」で示すように、錦が丘の貴重な環境をつくっている。

港北区は、「まちづくり方針」において、菊名地域のまちづくりの目標を、「散歩の楽しいまち」と定め、錦が丘の街路樹や住宅地の緑や小規模な斜面緑地を緑の資産と位置づけており、行政として、錦が丘の街路樹の育成を図り、住宅地の緑の保全・育成を進める方針を明確にしている。

また、道路の技術的基準を解説する「道路構造令の解説と運用」では、「住宅地等における生活道路は日常の生活空間として利用される道路であり、自動車はその道路に応じた適切な速度で通行できればよく、歩行者や自転車利用者が安全・快適に通行できることが重要である」と、歩行者重視の論理を述べている。

このようなことをふまえ、私たちは、次に示す「錦が丘の街路樹の多様な価値」を共に認識し、「活動の基本方針」と、それを実現するための「錦が丘の街路樹の継承方法」を定めて、行政との話し合いを含めた、諸活動を展開し、街路樹を継承していくことを宣言する。

## ■「錦が丘の街路樹の多様な価値」

### ①緑の景観価値

錦が丘の街路樹は、桜やもみじのトンネルとして、錦が丘以外の周辺住民にも親しまれている。この日本的な季節感のある景観は、非常にまれで魅力的な事例であり、ここに住む人々、ここを訪れた人々の記憶に深く残り、語り継がれてきた。

### ②涼しい緑陰の価値

夏期には、桜ともみじの大きな樹冠が道路を覆うことによって、快適な涼しい空気、風、緑陰が提供され、ヒートアイランド現象も緩和される。さらに、外気温が低くなることは、住宅の省エネルギーと二酸化炭素排出量の削減に貢献する。

### ③多様な生態系の価値

桜ともみじは、シジュウガラ、メジロ等の小鳥が生息するのに適した樹種である。街路樹は住宅の庭の緑との相乗効果で、多様な生態系を形成している。特に、シジュウガラは年間十数万匹の虫をとるので、桜の毛虫を自然に取ってくれている。

### ④歩行者の安全上の価値

錦が丘の道路は、全て、歴史的につくられた、路面共有型の植樹柵をもつ、歩行者や自転車利用者と車の共存道路（歩車共存道路）である。地区に無関係な車の通行（通過交通）を抑制し、生活空間を尊重した生活道路である。その街路樹の存在により、車が蛇行してゆっくり通り、歩行者の安全は保たれている。

## ■「活動の基本方針」

1. 錦が丘の街路樹をコミュニティの環境資産として次世代にわたって継承させ、また過去に失った樹木もできる限り復元する。

(継承と復元)

2. 錦が丘の住宅地は、全域を、歩行者の安全性と快適性を最優先すると共に、生活空間を尊重し、緑陰あふれる歩車共存道路とする。(緑陰あふれる歩車共存道路)

3. 錦が丘の良好な景観を広く社会に知ってもらうため、錦が丘地区内はもとより、電車から見える場所、街の出入り口付近、錦が丘周辺町内の人々が利用する道路など、より広い範囲をも含めて街路樹のある景観を大切に保存する。(街路樹のある景観)

## ■「錦が丘の街路樹の継承方法」

### ①現樹木の延命化

既存樹木を、できる限り長く延命させるよう手当てする。

### ②現樹木の延命が不可能な段階での措置

いずれかの方法により、樹木を継承する

- イ. ひこばえによる更新(萌芽更新)、
- ロ. 新しい木を植える(新植)、
- ハ. その他の方法

### ③樹種の決定

新植の場合の樹種は、以下の理由により、「桜ともみじ」を原則とする。

- ・錦が丘の街路樹として、初めに植えられた樹種である
- ・錦が丘の桜ともみじの名所として周辺地域に根付いている
- ・時間をかけて成熟してきた、シジュウガラ、メジロ、ウグイス、コゲラなどの野鳥の生態系に対する環境を改変しない
- ・生態系の攪乱を避けるため、外来種は植えない
- ・緑陰による夏の涼しい外気環境を創出する、樹冠の大きな樹種とする

### ④街路樹の存続と復元

近年、伐採されたものの復元、および、存続が危ぶまれているものの今後については、重大な関心を持って当たる。今まで様々な理由によって失われた街路樹についても、それらが復元されるように、あらゆる努力を払って行く。

### ⑤維持管理の方法

落ち葉の掃除やひこばえの除去などの手入れについては、従来通りその樹木の沿道住民の協力を得つつ、必要に応じ町内会もこれを支援する。

### ⑥費用負担の方法

新植などについて、町内会と行政で協議する。

## 付記

- 1) この宣言は2009(平成21)年5月9日開催の「平成21年度錦が丘町内会通常総会」において、町内会の総意として承認された。
- 2) 町名の由来に関する記述を削除することが2012(平成24)年2月8日開催の錦が丘町内会役員会において了承された。